

大口町告示第47号

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱（平成25年大口町告示第100号）の一部を次のように改正する。

別表人材育成支援事業の項中「講習会等に」を「講習会等（以下「講習会等」という。）に」に改め、「経費」の次に「。ただし、取引先との講習会等（当該講習会等を開催する事業所等が広く参加者を公募しているものを除く。）を除く。」を加え、「外部団体等が開催する研修会、」を削り、「含む。）」の次に「。ただし、車両、フォークリフト及びクレーン等特殊車両に関する講習会等は除く。」を加え、同表経営等相談支援事業の項中

「専門家等…中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士等の経営コンサルティング業務を行う者をいう。」

を

「専門家等…中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士等の経営コンサルティング業務を行う者をいう。

職場のメンタルヘルス対策に係る臨床心理士等に依頼した指導料

臨床心理士等…臨床心理士、メンタルケアカウンセラー、メンタル心理士、メンタル心理カウンセラー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。」

に、「附則第2項で定める期日までに、1事業者1回20万円を上限とする。」を

「同一年度内における1事業者の申請は20万円を上限とする。」に改める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。